

New Rules

携帯電話不正利用防止法



携帯電話の
契約者の本人確認に
ご協力ください

総務省・警察庁

この法律ができた背景は？

平成15年5月ころから、「オレオレ詐欺」や「架空請求詐欺」といった「振り込め詐欺」が急増しています。これらの悪質な犯罪には、契約者を特定できない携帯電話（PHSを含む。以下同じ。）が利用されることが多いことから、このような携帯電話を排除するため、平成17年4月に「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律」（**携帯電話不正利用防止法**）が制定されました。



この法律の目的は？

携帯電話不正利用防止法は、携帯電話事業者（PHS事業者を含む。以下同じ。）に、携帯電話の契約時及び譲渡時の本人確認を義務付けたり、相手方の氏名及び連絡先を確認しないで携帯電話を業として有償で貸与する行為等を処罰したりすることで、契約者を特定できない携帯電話の発生や流通をなくし、振り込め詐欺等の犯罪に携帯電話が利用されることを防止することを目的としています。

「本人確認」とは？

（平成18年4月1日から施行）

携帯電話事業者が、公的機関の発行した証明書により、契約の相手方の本人特定事項を確認することです。



本人特定事項

自然人

氏名、住居及び生年月日

法人

名称及び本店又は主たる事務所の所在地

Point 1 契約や譲渡の際に本人確認が義務付けられます。

ポイント1

（平成18年4月1日から施行）

個人が契約する場合

店頭での契約

- ① 契約時に次ページ①の公的証明書の原本を提示する方法
- ② 契約時に次ページ②の公的証明書の原本を提示するとともに、契約者の住居に携帯電話やサンキューレター等を書留郵便等で送付してもらう方法

オンラインでの契約

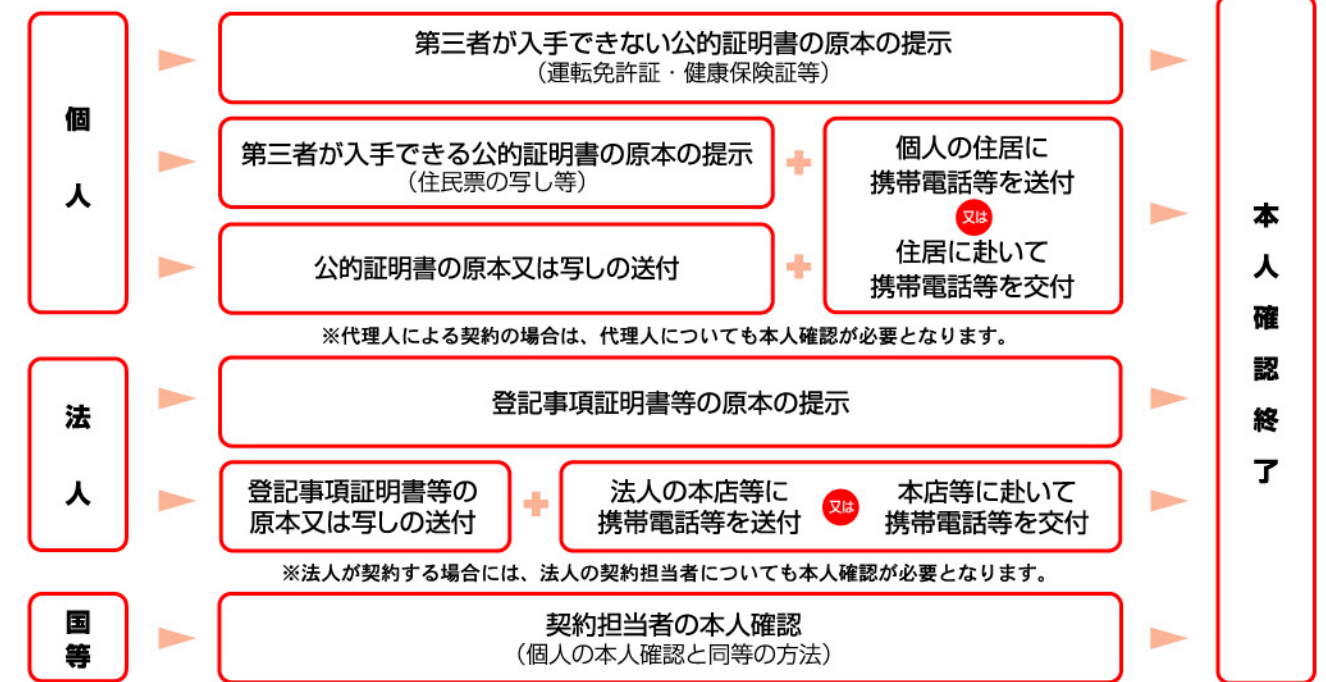
- ① 契約時に次ページ①の公的証明書の写し、又は次ページ②の公的証明書の原本又は写しを送付するとともに、契約者の住居に携帯電話やサンキューレター等を書留郵便等で送付してもらう方法
- ② 次ページ③の電子署名及び電子証明書を付した契約者情報を送信する方法

法人が契約する場合

- ① 契約時に登記事項証明書等の公的証明書の原本を提示する方法
- ② 契約時に登記事項証明書等の公的証明書の原本又は写しを送付するとともに、本店等に携帯電話やサンキューレター等を書留郵便等で送付してもらう方法
- ③ 電子署名及び電子証明書を付した契約者情報を送信する方法



本人確認の方法



※携帯電話を譲渡する場合には、譲受人の本人確認が必要となります。



本人確認に用いることができる公的証明書

個人の場合

①提示のみで足りる公的証明書

- ④ 運転免許証
- ⑤ 被保険者証(国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険)
- ⑥ 医療受給者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合員証、地方公務員共済組合員証、私立学校教職員共済加入者証
- ⑦ 外国人登録証明書
- ⑧ 住民基本台帳カード
- ⑨ 国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳
(以上、契約者の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限り。)
- ⑩ パスポート、乗員手帳(契約者の氏名、生年月日の記載があるものに限り。)
- ⑪ そのほか官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、契約者の氏名、住居及び生年月日の記載があり、発行元の官公庁によって契約者の顔写真が貼り付けられていて、一つだけ発行されているもの

★①に掲げる書類は、第三者が入手できない公的証明書なので、契約時に提示していただくだけで本人確認が終了となります。

②提示に加え携帯電話やサンキューレター等の送付が必要な公的証明書

- ⑫ 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、契約者の氏名、住居及び生年月日の記載があり、発行元の官公庁によって契約者の顔写真が貼り付けられているが、複数発行されているもの
- ⑬ 印鑑登録証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書、戸籍の謄本又は抄本(戸籍の附票の写しが添付されているものに限り。)、住民票の写し、住民票の記載事項証明書(以上、契約者の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限り。)
- ⑭ そのほか官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、契約者の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

★②に掲げる書類は、第三者が入手しうる公的証明書なので、提示していただく他に、携帯電話事業者から携帯電話等の送付を受けることで本人確認が終了となります。

③電子署名(電子署名法第二条第一項の電子署名。以下同じ。)及び電子証明書(電子署名法第十三条第一項に規定するもの)

法人の場合

- ⑮ 登記事項証明書(法人の名称及び本店または主たる事務所の所在地の記載があるものに限り。)
- ⑯ そのほか官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの
- ⑰ 電子署名及び電子証明書(商業登記規則第三十三条の八第二項に規定するもの)

★ここに掲げる公的証明書について、携帯電話事業者によっては取り扱っていないことがありますのでご注意ください。

Point 2

ポイント2

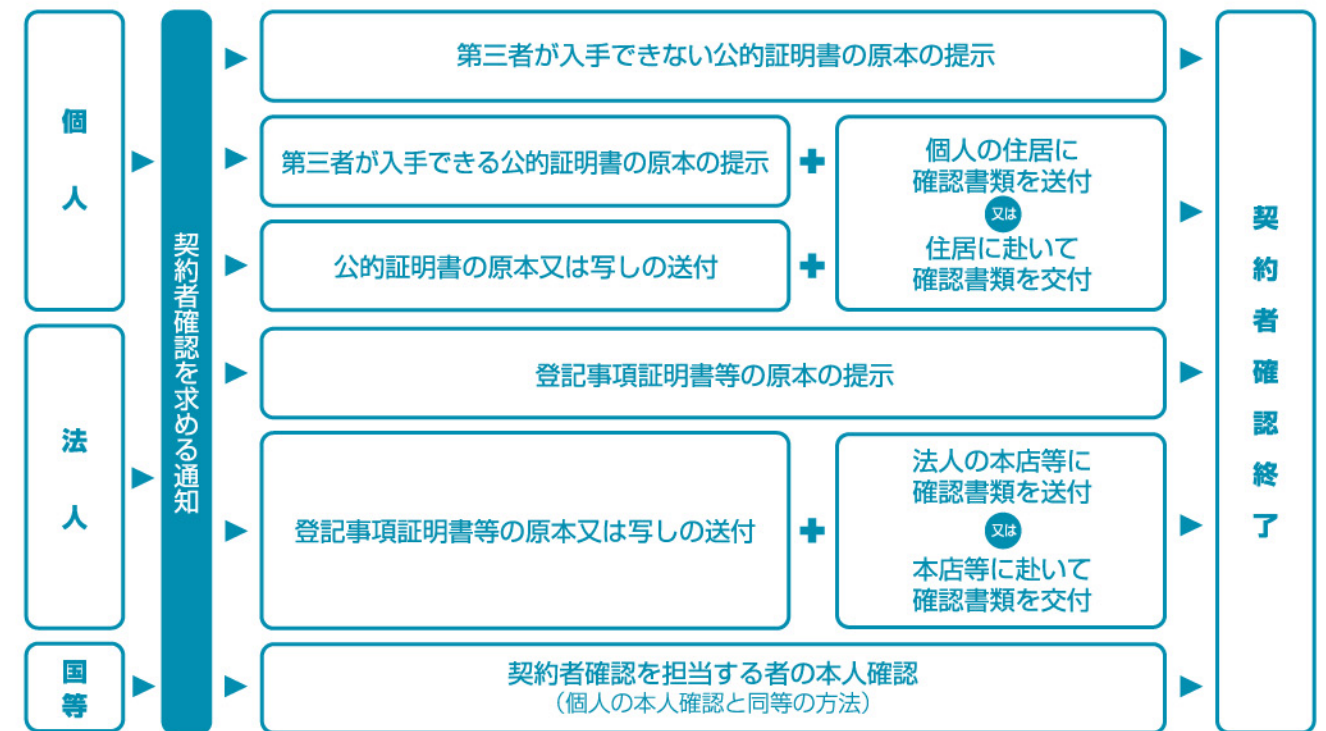
警察から携帯電話が犯罪利用されている等の通知を受けた場合、携帯電話事業者は契約者の確認を行うことができます。

(平成17年5月5日から施行)

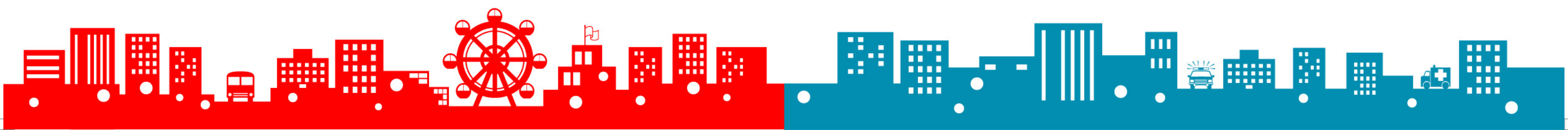
携帯電話が、法律に違反して譲渡等されている場合や、詐欺や恐喝等の犯罪に利用されていると認められる場合に、警察署長の求めに応じて、携帯電話事業者が当該携帯電話の契約者について本人確認を行い、確認ができないときはサービスの停止等の措置をとることができるようになりました。



契約者確認の方法



※特に必要がある場合には、携帯電話事業者は契約者が携帯電話端末を所持していることの確認を行うことができます。



Point 3

ポイント3

次のような行為は禁止されており、違反すると、一定の場合には罰則の対象となります。

① 携帯電話の契約時に氏名、住居及び生年月日について虚偽の申告をしてはいけません。

(平成18年4月1日から施行)

▶ 本人特定事項を隠蔽する目的で違反すると、50万円以下の罰金に処せられます。

② 自己名義の携帯電話を携帯電話事業者に無断で譲渡してはいけません。

(平成18年4月1日から施行)

▶ 携帯電話事業者の承諾を得ずに、業として、有償で譲渡すると2年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。
勧誘・広告行為についても50万円以下の罰金に処せられます。



③ 他人名義の携帯電話を譲渡したり、譲り受けてはいけません。

(平成18年4月1日から施行)

▶ 違反すると50万円以下の罰金に処せられます。
また、他人の名義になっている携帯電話を業として譲渡したり、譲り受けたりした場合には、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。
勧誘・広告行為についても50万円以下の罰金に処せられます。

④ 携帯電話のレンタル行為を業として行う者は、貸与の相手方の氏名および連絡先(法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地)を確認しなければなりません。

(平成17年5月5日から施行)

▶ 違反すると2年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。
勧誘・広告行為についても50万円以下の罰金に処せられます。

Point 4

ポイント4

携帯電話事業者や代理店には次のような義務があり、違反すると、一定の場合には罰則等の対象となります。

① 携帯電話事業者や代理店は、携帯電話の契約時及び譲渡時に、ポイント1に示す方法により本人確認を行わなければなりません。(平成18年4月1日から施行)

② 携帯電話事業者は、本人確認に関する事項について記録を作成し、これを契約終了日から3年間保存しなければなりません。(平成18年4月1日から施行)

▶ ①又は②の義務に違反したときは、総務大臣は是正命令を発することができます。命令に違反すると、2年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられます。



お問い合わせ先

総務省：電気通信消費者相談センター

03-5253-5900

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/s-jyoho.html

